

山王台小学校 P T A

規 約



山王台小学校 P T A

<令和4年1月改訂版>

横浜市立山王台小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は、平成28年度より横浜市立山王台小学校PTAと称し、事務局を横浜市立山王台小学校におく。

第2章 目 的

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- (1) 保護者と教職員が協力し、児童の育成をはかる。
- (2) 学校の教育環境の整備について協力する。
- (3) 会員の教養を高めると共に会員相互の親睦をはかる。

第3章 PTA加盟

第3条 平成27年度よりPTA加盟する。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、本校児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。

第5章 会 計

第5条 会費は、一世帯および教職員一人当たり月々400円とし、総会において決定された予算に基づいて運営される。

第6条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとし、決算は、会計監査を経たのち総会に報告され承認を得る。

第6章 役 員

第7条 本会の役員は次のとおりとし、保護者および教職員の代表があたり、互選により役職を分担する。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 会 長 1名 (保護者1名) | (3) 会 計 3名 (保護者2名・教職員1名) |
| (2) 副会長 2名 (保護者2名) | (4) 書 記 3名 (保護者2名・教職員1名) |

第8条 会長は、本会を代表し、総会、学年代表者会、役員と責任者の会、役員会を招集する。対外行事や会合に出席する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長支障のある場合は、その代理を務める。

第10条 会計は、本会のすべての収入・支出を記録し、会計監査を経たのち、総会において決算報告をする。

第11条 書記は、本会の議事および活動に関する事項を記録し、本会の事務を司る。

第12条 役員は、第2条の運営にあたる。

第13条 役員は、総会において承認され、任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

第14条 役員に欠員が生じた時は補充し、役員と責任者の会において承認を得て、会員に報告する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 顧 問

第15条 顧問は役員をサポートを実施する。

第16条 任期は1年とする。

第8章 会計監査委員

第17条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置き、9月と3月の年2回会計監査をし、結果を総会に報告する。

第18条 会計監査委員の承認および任期は、役員と同様とする。

第19条 会計監査委員は、前年度の会計監査委員が推薦する。

第9章 総 会

第20条 定期総会は、3月と5月の2回とし次のとおり開く。

- (1) 3月総会（書面総会も可とする）
 - ① 次年度役員・顧問の承認及び顧問の解任。
 - ② 議案の審議承認。
- (2) 5月総会
 - ① 前年度の事業報告・決算報告ならびに監査報告の承認。
 - ② 新年度の事業計画案・予算案ならびにその他の議案の審議承認。
 - ③ 会計監査委員の承認。

第21条 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とし、決議は出席者の過半数を必要とする。

第22条 役員会および役員と責任者の会が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。

第10章 役員会

第23条 役員会は、役員、校長、副校長によって構成される。

第24条 役員会は、会長が必要と認めた時に、随時開くことができる。

第25条 役員会は、役員と責任者の会に諮る案件の概要をまとめる。

第11章 役員と責任者の会

第26条 役員と責任者の会は、役員、各委員責任者、校長、副校長、教務主任、学域青少年指導員によって構成される。

顧問の出席が必要とされる場合は、役員からの招集により出席を可とする。

第26条の2 全委員（学年委員・保健委員・広報委員・かいの木委員）の集まりによって4月中に各委員責任者を決定するものとし、各委員責任者は以降の役員と責任者の会に出席するものとする。

第27条 役員と責任者の会は、次の事項について検討する。

- (1) 総会で議決された事項の処理。
- (2) P T Aの活動に必要な予算案。
- (3) 総会に提出する議案。
- (4) 各委員、各学年の活動について連絡調整。
- (5) 学校および各学年から出された問題を全校的な立場に立ち、処理。
- (6) 地域および関係機関等を通して出された事項について協議し、解決。
- (7) 総会に提出される年度事業計画案・予算案等について審議検討。

第28条 役員と責任者の会は、半数以上の出席をもって成立する。

第12章 委員会

第29条 この会の活動を組織的に行うために、学年委員、保健委員、広報委員、校外委員、かいの木委員をおく。

- (1) 校外委員は、学区域各地区の防災から選出された2名以上（一班しかない地区は1名以上）があたる。

第30条 各委員は、互選によって選出された2名の責任者を中心に、次の仕事を分担する。

- (1) 学年委員 学年・学級活動に協力するとともに会員相互の親睦、向上を図る。
- (2) 保健委員 保健厚生活動および児童の心身の健全な育成に努める。
- (3) 広報委員 情報の伝達と意見の交換に努める。
- (4) 校外委員 地域の人々と連絡をとり、児童の校外生活の指導と通学路の安全確保等に協力する。
- (5) かいの木委員 かいの木まつりの企画・運営をする。

第13章 改 正

第31条 本規約は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

附 則

- (1) 細則は別に定める。
- (2) 慶弔に関する規定は、別に定める。
- (3) この規約は、昭和55年9月1日より実施する。

昭和58年3月15日	一部改正
昭和63年4月1日	一部改正
平成3年2月12日	一部改正
平成11年5月28日	一部改正
平成26年3月9日	一部改正
平成27年3月16日	一部改正
平成28年3月17日	一部改正
平成29年3月9日	一部改正
令和元年5月20日	一部改正
令和2年1月21日	一部改正
令和4年1月24日	一部改正

細 則

- (1) 役員を選出の手順
 - ① 役員を選出（2月上旬まで）
7名選出することを原則とする。
 - ② 次期役員 of 分担（2月中旬まで）
互選により、会長、副会長、書記、会計を分担する。
 - ③ 役員承認
3月定期総会において、会員の承認を得る。
- (2) 学域青少年指導員の選出
学域青少年指導員は磯子地区に居住の会員より選出する。但し、立候補の場合は、磯子地区に居住の会員でなくても良い。
- (3) 横浜市PTA連絡協議会常置委員の選出
横浜市PTA連絡協議会の常置委員当番校を翌年に控える年度に、会員の中より1名を選出する。尚、その任期や活動は横浜市PTA連絡協議会で定めるものに準ずる。
- (4) 役員任期
役員任期は、4月1日から3月31日までとする。
- (5) 個人情報の取り扱いについて
本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報保護規定」に定め、適正に運用するものとする。

附 則

平成16年5月21日	一部改正
平成22年3月1日	一部改訂
平成23年2月28日	一部改訂
平成26年3月9日	一部改訂
平成27年3月16日	一部改訂
平成28年3月17日	一部改訂
平成30年3月1日	一部改訂
令和2年1月21日	一部改訂
令和3年5月24日	一部訂正

横浜市立山王台小学校PTA 慶弔規定

第1条 この規定は、本校児童および保護者ならびに教職員を対象とする。

第2条

(1) 前条の対象者について以下に規定する事態が発生した場合、それぞれに揚げる金額を捧げ、慶意・弔意を表す。

	児 童	保 護 者	教 職 員
死 亡	香典10,000円		

(2) 役員会は、必要と認めた時、前項の規定にかかわらず支出し、役員と責任者の会に報告する。

第3条 役員会は、社会情勢・物価等の変化が著しく、前条の金額が妥当でないと認めた場合、改正案を総会に提出することができる。

第4条 本規定は、昭和55年9月1日より実施する。

附 則

平成 3年2月12日	一部改正
平成11年5月28日	一部改正
平成27年3月16日	一部改正
平成28年3月17日	一部改正
平成28年5月23日	一部改正
平成31年3月12日	一部改正
令和 2年1月21日	一部改正

父母と教職員の会

昭和 61 年 3 月 31 日	作成
平成 10 年 11 月 18 日	改訂版発行
平成 12 年 2 月 10 日	再改訂版発行
平成 14 年 2 月 8 日	一部付加
平成 16 年 5 月 21 日	一部改正
平成 20 年 3 月 3 日	改訂版発行
平成 22 年 3 月 1 日	一部改正
平成 23 年 2 月 28 日	一部改正
平成 24 年 3 月 9 日	一部改正
平成 27 年 3 月 16 日	一部改正

山王台小学校 PTA

平成 28 年 3 月 17 日	一部改正
平成 29 年 3 月 9 日	一部改正
平成 30 年 3 月 1 日	改訂版発行
平成 31 年 3 月 12 日	一部改正
令和元年 5 月 2 日	一部改正
令和 2 年 1 月 21 日	改正版発行
令和 3 年 5 月 24 日	一部改正
令和 4 年 1 月 25 日	一部改正